

情報・システム研究機構研究活動不正への対応に関する基本方針

科学研究は、未知の領域に挑戦して新しい知を明らかにする活動であり、その成果は社会に還元し、人類全体が共有していくことが求められている。そのため、研究者は、科学的手法を用いて研究を遂行し、得られた成果を学術論文として発表するが、その過程は公正であり、明らかにされた知識は客観性や実証性に裏付けられたものでなければならない。

公正な科学研究を遂行することは、全ての研究者に課せられた基本的な倫理規準である。しかし、科学研究では初めての発見が尊重されるため、研究者はしばしば熾烈な競争を強いられ、そうした環境の中でまれに不正な行為をうかがわせるような事態が生じていることは、まことに遺憾である。

データの捏造、改ざん、盗用などの不正な行為は、科学研究の信頼を著しく損ない、科学の発展を阻害するため、われわれはこうした不正行為を防止するための自律的な取り組みをしなければならない。そこで、情報・システム研究機構（以下「機構」という。）では公正な科学研究を遂行するための基本的な倫理規準を再確認するとともに、機構が不正防止及び不正対応を自主的に担保するための規程を定めることとした。

平成19年4月1日
機構長 堀田凱樹